**雇用促進奨励金制度の廃止について**

１．雇用促進奨励金制度と廃止理由について

「雇用促進奨励金」はハローワークからの紹介により失業者を６ヵ月以上雇用した企業に一定要件のもと、奨励金を交付する制度です。本制度は平成２０年のリーマンショックを発端とする雇用調整により増加した失業者の市内企業への雇用を促進するために創設された制度ですが、全国的な雇用情勢の回復により、最新の小山市内の有効求人倍率は１．６８（平成３０年７月分）と非常に高い水準の売り手市場にあります。

　以上のことから、小山市雇用促進奨励金を廃止とし、他の制度充実を図っていくこととしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(年平均値※国)

Ｈ29有効求人倍率は1.50

**企業が深刻な人手不足に直面**

・生産性の低下

・従業員の労働環境悪化

・倒産　　　　　　　などのリスク

リーマンショック→有効求人倍率0.47

失業者が溢れ、**失業者の雇用促進の為**、「雇用促進奨励金」開始

２．今後の流れについて

　現時点で制度利用を見込んだ雇用を開始している企業様もいると想定されることから、**平成３０年１０月３１日までに雇用を開始された方**につきましては、雇用促進奨励金の対象とみなします。

＜雇用開始時期による奨励金の取扱いについて＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用開始時期 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 奨励金交付時期 |
| ①平成30年9月1日 |  |  | **６ヵ月以上雇用** |  |  | **申請期間** |  |  |  |  | 平成３０年度  又は  平成３１年度 |
| ②平成30年10月1日 |  |  |  | **６ヵ月以上雇用** |  |  |  | **申請期間** |  |  | 平成３１年度 |
| ③平成30年11月1日  以降 | **雇用促進奨励金の交付対象外** | | | | | | | | | | |

３．その他

「トライアル雇用奨励金」については継続運用いたします。

ご不明な点等ございましたら下記担当までご連絡ください。よろしくお願い申し上げます。

小山市産業観光部工業振興課

工業・移住定住推進係　小林・梅山

TEL:0285-22-9399

FAX:0285-22-9685